東郷村報

第152号

昭和39年5月20日
発行所
宮崎県東旧杵郡
東郷村役場

三月定例村議会報告書

二、質問と答辯

渡辺喜久雄君　地域格差、所得格差是正の為、南九州開発の拠点である日向延岡を中心に新産都市の本指定をみ本村を含め周辺五村がその指定をうけたことは喜びに堪えないが問題は今後の建設計画である。地域内の町村は対岸の火として傍観しているやに聞くが村としては如何なる基本方針を持っているか、次に昨年文部省の実施した全国学力テストの結果は国県の標準点にも達しない学校もあるやに聞くがこれは学校施設の充実、教員の質等も必要と思うが社会環境、家庭教育が大きく影響するものと思う。これについて教育長は如何様に考えていられるか更に最近幼児教育の重要性が強調されているとき労働力の不足から主婦の労働比重が多きくなりこれが児童の学力低下の原因ではないかと思う。これについてどのように考えていられるか伺いたい。

黒木村長　新産都市建設に対する心構えについて県が計画を発表したのは最近である。県の関係課長、関係市町村総務課長で原案を作り運営委員会にかけて決定しようということになっている。特別立法の制定をまって二市一町五村一致協力して建設促進に努力したいと考えている。

塩月教育長　文部省学力テストは本県の場合三十七年度も三十八年度も最下位のグループで県下全域学力の向上に真剣にとりくんでいる。本村の場合、小学校五年生で国語県平均四八、四に対し四九、二理科で県の五四に対し五八、八。六年生国語県の四八、四に対し四九、二理科県の五〇、八に対し五三、二となっており県平均よりは良い。中学校の方は英語を除いて県の平均よりは上である。本村は地理的に農山村で条件が悪く学力にも影響があるが全国平均には持ってゆきたい。尚施設の充実、教員の現職教育の徹底、児童の学力に対する自信、父兄の教育に対する意慾の向上、教育振興に関する村民運動等、今後とりあげて学力の向上に努力したいと考えて現在立案中である。

渡辺喜久雄君　村長は新産都市問題について町村合併はしないと言われるが、五村は密接不可分な関係があり最終的には村民の福祉の面から村民が合併を希望するようになるのではないかそうなれば村長は如何様に考えられるか、尚主婦の労働比重により幼児は放任され勝である。保育所の増設を痛感するがこの点どう考えられるか伺いたい。

黒木村長　町村合併の問題については私は将来の仮想の上に立っての発言はしたくないと言っている。現実の問題として合併はしないと言っている。将来起って来る問題はその当面したときに決定してゆきたい。次に保育所の問題であるが保育所となると六十名という幼児の定員の関係がありむつかしいので新産都市計画の中にも各学校単位に児童園を建設したいということで計画している。

黒木利夫君　本村に乳牛が導入されて五年目になるがこの採算はどのようになっているか、尚和牛との比較が分ればそれも説明願いたい。又今後の対策方法等決定しておれば説明願いたいい。

中田産業課長　現在本村に十一頭の乳牛がいる。農業構造改善事業にも乳牛に限らず和牛、豚、鶏などとり入れてそれぞれの担当の職員で研究検討しているがまだはっきりした結果がでていない。そうした資料を早急にまとめて三月下旬から四月上旬にかけて各部落に出向き座談会をもたいと考え現在資料を集めているが以上のとおりであるので御了承願いたい。

新名戌君　学校教育予算の配分について三十八年度予算の配分は適正であったかどうか疑問がある。適正であれば父兄の過重な負担はないものと思う。或る費目において福瀬小学校は二万円の父兄負担をしている。次に社会教育の進め方であるが民主団体の自主性を圧迫する度合が大きいのではないか、教養を高めるためには民主団体が根ばりをもった自主的なピラミット型でなければいけないと思うが現在の婦人会などは逆で上ずべりの様に考えられる。もっと自主性をもった団体として指導が望ましい。

次に商工会関係であるが毎年村の助成をうけているが三十九年度は例年にない高額の助成が計上されており意を強くしている。商工会の歩みは発足以来日浅く村の援助がなくては容易でない。今後共続けていただきたい。先刻来町制施行の問題も出たが入郷の玄関口にあたる本村の町づくりに努力してほしいと考える。次に新産都市の指定にからみ観光客も年々多くなると思う。本村は牧水生誕の地である。牧水生家、歌碑等周辺等を購入し手を入れて公園化し保存してゆく意志はないか。次に新産都市の建設につき二市一町の議員総会が開かれて協議がされたと聞くが五村も共にこうした会をもち足並を揃えてゆく必要があるのではないか以上お伺いする。

黒木村長　教育予算は教育委員会で慎重に審査されて教育長から要求があったので私としては一応正しいものとしてそのまま計上した御説のようなこともあるので教育委員は各学校区から選任している次第である。次に民主団体の育成の問題であるがそうした点がないでもないと思うけれ共、現在の婦人会が或は他の民主団体が強力に指導しなくても自主的に歩み得る姿であるかという問題である。いろいろとむつかしい問題で教育長、社会教育主事ともよく話し合って指導してゆきたい。次に商工業者の育成の問題であるがこれは助成ということは適当でない商工会が事業をもっており三年、四年と育成してゆけば立派な会となって発展するということであれば相当の経費を育成費として支出することはやぶさかではないが現在のように経常経費として毎年補助を続けることは妥当でないのではないかと思う。次に観光の問題であるがこれには相当の経費を要する。新産都市計画の中にも一応観音滝、尾鈴冠岳、牧水生家を結ぶハイキングコースも計画提出している。簡単にはできないので将来徐々にこれらの事業を進めたい。そういう考え方から本年度も少額ではあるが村を美くしくしたいということで通路の花木も予算に計上している。牧水生家のことについては顕彰会にも諮り周辺の美化、保存に努力したい。次に新産都市建設について五村も会を持って研究検討の要はないかということであるが前に関係町村長議長会で協議の際、まだその段階ではないということでそのままになっている。新産都市建設期成同盟会とも協議して決定していただきたい。

新名戌君　商工会は経済活動が禁じられている、故に会費をもつより外に運営ができぬ。商店会なら活動ができる、将来協同組合的なものを造るまで村の助成が望ましい。

日高辰雄君　越表中水流橋と天神吊橋の中間に永久橋が架けられた場合、中水流橋、天神吊橋は撤去される方針か伺いたい。

黒木村長　中水流橋は撤去したい、天神吊橋は議会に諮らねば決定しないが私の考えとしては下渡川地区の学童の通学等の関係もあり残しておきたいと考える。その場合、村道を廃止して部落で維持管理することになろうと思う。

棕梠の樹の黄色の花のかげに立ち初夏の野をとほくながむる　牧水

議会報告

四月二十八日臨時議会が招集され午前十時開会、会期一日間で次の議案が審議され何れも原案どおり可決確定しました。

○議案第十五号　東郷村税条例の一部を改正する条例の制定について。

○議案第十六号　東郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第十七号　東郷村国民健康保険準備積立基金条例の制定について。

○議案第十八号　監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第十九号　単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について。

以上五議案でありまして議案第十五号、第十六号、第十七号、第十八号何れも地方税法、地方自治法の一部改正に伴う条例改正で議案第十九号については従来一般職の職員の給与については事務職員も技術職員も単純な労務に従事する職員も同一給料表によって実施してきたが種々不合理な点があるため事務職員技術職員と別個に単純な労務に従事する職員の給料を定める条例を制定したものであります。

県外先進町村視察報告書

村議会文教厚生部委員会

今般県外先進町村の視察を実施しましたのでその概要を報告します。

記

一、視察日程

自昭和三十九年四月五日
至昭和三十九年四月十四日

二、視察地

教育関係優良町村
福井県坂井郡三国町
病院関係
福井県大飯郡高浜町

三、概況

一、福井県坂井郡三国町

三国町は福井県の西北端に位しその面積は四四、五三㎞2であり、海岸線一帯は輝石安山岩火山岩層の海鉱により天下の奇勝として親しまれている。東尋坊海上の奇岩怪石に親しまれている越前松島を形成し景勝地として四季を通じ全国より観光客で賑っている。

昭和二十九年三月三十一日国家の施策に応え三国、雄島、加戸、新保の一町三村の自主合併を達成し同三十年七月十五日芦原四区の編入合併、三十二年一月一日浜、四郷、木部の二村十三区を加えて第三次合併を完了し、人口二三、〇〇〇人を有する三国町となった

面積の主体をなすもの及び世帯数と人口については次表に掲げるとおりであるが、農業漁業商工業と各種産業を網羅して生産町として理想的な自主確立が固められつゝあり、特に北陸地方屈指の観光地として躍進の一途をたどっている。

産業経済の動向

当町に於ける生産額は第一次（農林水）産業が四九・九%、第二次（建設製造）産業が五〇・一%で殆んど相半ばしている福井県平均は前者が二八・九%後者が七一・一%であるから生産構成は県平均に比して第一次生産が膨張し、第二次生産がい少となっている言いかえれば原始産業への依存度が高い経済構造を特質としているようである。

三国町は表で説明したとおり一中学校六小学校を有し特に父兄が教育に対し真剣に取組んでいる事がうかがわれた。中小学校の改築は昭和二十九年に北小学校鉄筋三階建六〇〇坪三二年に四三〇坪建築している。中学校は昭和二十二年旧制中学校五年課程があったのでこれを使用していたが三二年四一四坪、三十六年八五〇坪（一部木造）にて改築した。

学級数は小学校の規模により異なるが、南小学校一八学級、北小学校は十六学級で最も多く他四校は五～九学級となっている。中学校は福井県でも一～二番目に大きい。町の学校教育費の予算額は小学校児童一名当六、八〇〇円、中学校一名当五、五〇〇円程度となっているようである。特に中学校が一町一校のため遠隔地より通学する児童に対する通学費について通学費の負担を相当しているようであり、四粁以上より通学する児童に対しバス代として一、六八一、〇〇〇円を計上する等している。

学校給食は完全給食は一校のみであとは全部ミルク給食を実施中である。完全給食も施設があまり良くないので学校給食センター建設を計画中であるが補助金等の問題が明確でないので検討中である。

ミルク給食についても現在使用せる脱脂粉乳では問題があるので現在町内で相当量の牛乳が生産されるのでよく調査し生乳を使用するよう考えているとの事であった。

特記すべきことは視聴覚教育を重点的に取上げ、三十七年度には北小学校は文部省の指定校として放送教育の充実を図り一〇〇万円PTAの負担にてナショナル放送機を設置している等活発なる指導がなされている一方一八台（全町小学校）のテレビを設置している等本村には見る事の出来ない施設が完備されている

更にテストの成績は小中学校共全国の上位にランクされる程優秀である事も聞き参考になった。

PTAによる施設をなす場合、町内出身者で成功している有志に呼びかけ、特殊寄附等をつのる等PTAの活動も活発に行なわれ中学校に於いては一名事務員を置き運営している。

(1)　学校施設の状況

	学校数	教員 総数	教員 本務	教員 兼務	学生生徒児童数 総数	男	女
小学校	6	82	82		2.686	1.375	1.311
中学校	1	60	60		1.918	987	931
高等学校	1	53	52	1	975	415	560
幼稚園	5	18	14	4	295	152	143
各種学校	1	4	4		83		83
備考	昭和37年度小学校費決算額15.262千円　投資的経費3.892 〃　中学校　〃　10.733　〃　〃　2.099						

(2)　社会教育施設の状況

施設名	数	摘要
保育所	6	収容人員　404名
公民館	7	本館　1　地方館　6
図書館	1	図書　6.300　閲覧者　10.283人

以上が町勢の概要であるが教育関係についてのべると

保健便り

高温多湿の季節になりました。この季節は人間の健康にも非常に危険な関係を持っています。

各種の伝染病の病原菌が最もよろこんでどん〳〵分裂繁殖して人間の手や足や口から体内に侵入してゆきます。一般の病気もこの時期は多く発生します。又一方ではこれらの病気をうつしたり、運んだり、ばいきんをまき散らしたりする、蚊やハエやコキブリなどの衛生害虫が恐ろしいいきおいで増えてきます。夏の健康を守り明るい環境のもとで働けるようにするためには私共は衛生意識をより高めなければなりませんが、次のようなことには特に気をつけて実行していただきたいと思います。

1手洗いを励行しましょう

2清潔、清掃を実行しましょう

毎年実施している部落の共同清掃を徹底的にやりましょう。

3衛生害虫の駆除をして下さい

清掃と害虫駆除は密接不可分のものです。清掃及害虫駆除に共同で使用する薬剤については村が厚生省指定のものを一括購入して部落にその½を補助しています。部落清掃計画をたて、早目に申込み下さい。

4食中毎に気をつけましょう

最近は食中毒が大変多いですが生鮮食料品の選定には特に気をつけて下さい。

5予防接種は必ず受けて下さい

近頃予防接種を少し怠る人がいますが大変危険です予防注射は大人も子供もならず受けて下さい。病菌も強くなっています。

6暴飲暴食をつつしみ、適宜な休養、栄養に注意しましょう

予防接種のおしらせ

五月から六月にかけて日本脳炎の予防接種を実施しますが、五月は各小中学校で連絡がありましたら受けさして下さいます。六月には一般の村民日脳注射を通じてお知らせします。区長さん組合長さんの方で全員もれなく受けて下さい。

日脳は致命率五〇%と云う高い率で麻痺や後神経障害を残すやい白痴になどの精神障害をのこす率が三〇%と言われます。

予防注射を受け、蚊を駆除する以外には日本脳炎は予防法はありません。

昭和三十九年度

東郷村公民館運営方針並びに努力目標

一、東郷村公民館運営方針

本村の現状は、文化、経済ともに全国的水準より低く、より飛躍的発展が切望されているこのことは、住民の努力は勿論であるが各種教育活動の強化による共同学習が展開されなくてはならない。こうした教育活動こそは、その実績が遅々として目に見えないようであるが、このことこそ村発展の根源をなすものである。その中心は公民館にならなくてはならないし、その責任も又重大である。かかる意味で昭和三十九年度東郷村公民館の努力目標を次のごとく定める。

二、東郷村公民館努力目標

(1)公民館運営組織の強化（役職員組織の強化）

(2)定期講座の完全実施（農業講座、家庭教育講座、保健衛生講座等）

(3)青少年教育の充実（青年団、研究グループ、子供会等の育成）

三、昭和39年度月別主要行事

5月　公民館長会、青年学級講師研修会、各種学級開設、村内ソフトボール大会

6月　公民館役職員研修会巡回図書交換、季節保育所開設、公民館運営審議委員会

7月　成人講座開設、青年先進地委託実習、村内庭球大会

8月　公民館長会、村内排球大会、成人講座、新生活強調月間

9月　公民館運営審議委員会、敬老会、巡回図書交換

10月　公民館長会、先進地視察

11月　公民館排球大会、民主団体合同会、部落文化祭

12月　文化祭、研究交換大会、新生活強調月間

1月　成人祭、巡回図書交換、公民館運営審議委員会

2月　指定公民館研究公開成人講座

3月　公民館長会　公民館実績集計

学力向上に思う

文部省の学力テストが本年は六月二十三日に小学五年六年、国語、算数の二科目、六月十三日と二十四日に中学二年と三年、国語、社会、数学、理科、英語の五科目を実施することになりました。

この文部省のテストの結果が学童の学力のすべてでないことは申すまでもありませんが、然し全国同じ問題で同時に行うテストでありますので或程度の実力が出ることも事実であり、その結果で比較することもまた或程度妥当性があると信じます。

このテストの結果をみますと、本県は毎年最下位のグループにありますことは誠に残念なことであります

今やこの事実に直面した本県としては学力向上に対する世論が澎湃として起り一大県民運動として展開され、各地に於ても学力向上に対する具体策が講ぜられています。本村に於きましても、学校当局をはじめ村民全員の協力を得て学力向上の実があがりますように祈念いたしています。

学力を向上させるには色々な条件が整備されねばなりません。学校の施設設備を完備することもその一つでありましょうし、環境を整備することも、親の教養を高めることも幼児教育を充実することも、学校完全給食を実施することも、大事な要素でありましょうが何といっても先づ先生方が一日一日を熱心に教育していただく事、学童が一生懸命に勉強すること、親が教育に情熱を燃すことが最も大事なことであると信じます。

本村は小学校五校、中学校二校、分校一校を有していますが、これ等の学校の教育条件にはたいした相違はありません。然し文部省学力テストの結果をみますと誠に優秀な成績を得た学校もあり、また一方では下位のグループの学校もあります。多少学校差のあることは当然でありますが同一村内の学校としては差が大き過ぎるように思われるのです。せめてどの学校も中位以上の成績は得たいものだと思っています。そのためには父兄の方々にも子弟の教育に対して今一段と意欲を燃やしていただきたいと思うのです。

月一回の学校参観には必ず出席して担任の先生と懇談し、家庭教育学級、婦人学級、母親学級にも進んで出席して教養を高めていただいて学力向上の基盤に培っていただきたいものだと思っています。地域社会の人達も地域をして教育的雰囲気が汪溢するように配慮願いたいと思っています。

香川県は文部省テストの結果が毎年優秀な成績をあげていますが、その理由として次の三つがあげられています。その第一は「幼稚園が各地域に設置されて幼児教育が進んでいること」第二は「学校完全給食がほとんど全学校に実施されていること」第三は「母親の教養が高いこと」でありますこの事は直ちに解決する事は困難でありますが将来の問題として深く考えなければならぬ問題であると思っています。

五月の風物詩

昭和三十九年度

東郷村婦人連絡協議会運動方針並びに努力点

※運動方針

一、家庭教育の責任者としての婦人の向上

二、家庭経済の担当者としての自覚

三、住みよい地域社会を作るための団体活動

※努力点

教養部

(1)各グループの活動促進（定例会の完全実施と共同学習）

(2)子供会の育成強化

(3)婦人学級の徹底（部落学級の普及）

(4)青少年の補導育成（青少年を明るく育てる運動）

生産部

(1)中小家畜の増殖と飼料作物の研究

(2)家庭菜園の計画栽培

(3)農家経営の研究

厚産部

(1)保健衛生思想の普及

(2)環境衛生の普及徹底

(3)体育レクリエーションの生活化

生活部

(1)新生活運動の推進

イ時間の励行

ロ諸行事の簡素化

ハ集会の新生活

ニ花いっぱい運動

(2)家計簿の完全記帳

(3)組合マーク品の愛用

昭和三十九年度

月別主要行事

東郷村婦人協議会

四月

定例会・婦人学級開設

婦人週間　グループ会長講習会

五月

子供の日・母の日　部落座談会・農婦定例会

六月

季節保育所開設　部落座談会

七月

定例会　村指導者講習会及び婦人大会　夏季衛生講座（部落別）　部落座談会

八月

家計簿記帳月間　部落座談会・農業講座（部落別）機関誌発行・盆行事

九月

定例会　敬老会・彼岸

十月

グループ会長研修会　村主張発表大会

十一月

定例会　家庭菜園審査（部落別）　分館文化祭

十二月

村文化祭　年末助け合い運動　新生活強調月間　研究交換会

一月

定例会・成人式　家計簿記帳月間　村婦人共進会

二月

機関誌発行

三月

定例会・村議会傍聴　役員改選　先進地視察

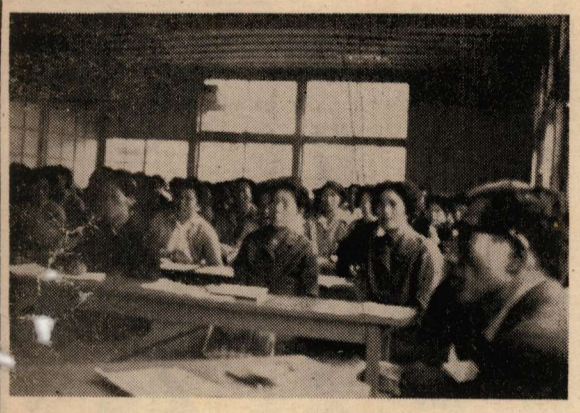

グループ婦協長研修会寸景

母の日に思う

五月の第二日曜は「母の日」である。母に感謝し母を讃える日である。

――掬めどもつきぬ愛――

それは母の愛であろう。

「私が一人の母を描くとき、彼女が如何に醜婦であっても、その愛児を眺めている姿に母性の美しさを捉えて、これを写すのだ」、と有名な画家、ミレーは言っている。

アフリカの俚諺に、「家庭に於ては母の愛、野山に於ては太陽の光」というのがある。母性愛の美を端的に表現した言葉である。

「美しい妻の魅力は短い良き母の感化は長い」とローランは叫んだ。銘記すべき言葉である。

「歯を痛み泣けば背負いてわが母は峡の小川に魚を釣りにき」

は牧水が幼き日の母への思いであり、

「日向の国むらたつ山のひと山に住む母恋し秋晴れの日や」

は故里の老母をなつかしむ歌である。

「たわむれに母を背負いてそのあまり軽きに泣きて三歩あゆまず」

は啄木の歌、母おもう子の情ひしひしと胸に迫ってくる。

「焼野のきぎす夜の鶴」といい「舐犢の愛」の句は母の子に対する愛を表現した語である。

野口英世博士の母が金釧流の平がなで博士に宛てた手紙は

「はやくきてくたされ、はやくきてくたされ、いしょ（一生）のたのみであります。にしさ（西へ）むいてはおかみ（拝み）ひがしさむいてはおかみしております。きたさむいてわおかみおります。みなみさむいてわおかんでおりまするついたち（朔日）にわしおたち（塩断ち）しております」には息子を思う母の底しれぬ愛情の深さがうかがわれて、心も身もしびれるほど感動を覚えるのである

母の日を迎え、母亡き後にその墓石に布団を覆うの愚をしないように、在世の母に心からの慰めを捧げることにしよう。風樹のなげきのないように。

親切には感謝を

小さな親切運動がはじまったことはまことに結構なことである。同時に私はこれに対する感謝を忘れないようにしたいと思う。小さな親切とは文字どおり、他人に対するちょっとした「いたわり」であり、いつでも、どこでも実行の機会がある。汽車のなかで、老人や身体障害者に席を譲ったり、雨にぬれて行く人がいたらカサをさしかけてやったりする、といったほんのささいな親切がどれほど世のなかを住みよくしてくれるか分らない。

しかしこの小さな親切を受けたら、われわれはこれに対する感謝の心を忘れてはならない。席を譲ってもらっても、しごく当たり前のように「ありがとう」とも言わずにすわって平気でいる人がいる。かけ出して来る人をせっかく待って、れたバスに礼を言う人をたことがない。」ホテルのエレベーターを降りるときなど外国人はエレベーター嬢に「サンキュー」というそうである。彼女はエレベーターを動かすことが職業なのだからそれ自体親切でも奉仕でもないのだがお客がそれに感謝するのは奥ゆかしいことであり、彼女もそれによってどんなに働きがいを感じることだろう。

小さな親切に対してもこの心がけを忘れたくないものである。席を譲ってもらったら譲ってくれた人に、バスが待ってくれたら運転手に、一言「ありがとう」と言っても損にはならないだろう。親切には感謝を。それだけでも世のなかはいまよりずっと明るくなるにちがいない。

抜萃のつづり　から

児童憲章

（昭和二十六年五月五日制定）

われわれは日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立しすべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられまた、疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され社会の一員としての責任を自主的に果すようにみちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように導かれ、また、道徳的心情がつちかわれる。

六、すべての児童は、就学のみを確保され、また、十分整った教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育をうける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、充分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体の不自由な場合、または、精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる

十二、すべての児童は、愛とまことによって結ばれよい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

点滴

◇五月五日は古くから「端午の節句」と言って、鯉のぼりをたて菖蒲を祝って、男の児の将来を祝福した日であるが、新しく祝日が制定されてからは、この日を「子供の日」とし男の児といわず、女の児といわず、ともに子供の将来を祝福する日となり、各地で子供を中心とする行事が行われることは、よろこばしいことである。

◇この五月五日からの一週間が「児童福祉週間」である。これは昭和二十六年の五月五日に「児童憲章」が制定されてからのことである。それからすでに十三年を経たのであるが、その間にこの憲章がどれだけ実現されたであろうか、まことに心淋しい思いがする。

◇「青少年を明るく育てよう」「青少年を悪から守ろう」などと叫ばれてから相当な年月が流れたが、なかなかその実績は目に見えずむしろ青少年の不良化は増加の一途をたどっているようだ。

◇「子供の日」は子供の将来を祝福する日であると共大人達にとっては子弟の教育に対する自省の日としたいものである。そのためにも「児童憲章」に目を通しその実現につとむべきではなかろうか。

風わたる段々畑や麦の秋

日赤社員に御加入下さい

―お互の守のために
みんなで赤十字を
ささえましょう―

―皆さんの博愛心で
明るい社会を
うちたてましょう―